

国際別送品における酒類・たばこについて

税関長 殿

品 目	本数 (A)	1本当りの容量 (B) (ml)	総容量 (A)x(B) ℓ	備考	CTN No.
ウイスキー (含 バーボン)		750			
ブランデー		750			
ウォッカ、リキュール、ジン					
タフィア、ジュネバ、ラム		750			
ワイン、シャンペン					
		750			
その他(注1)					
()					
()					
()					
輸出免税酒(注2)					
()					
()					
()					
日本国内購入酒(注3)					
酒飲みかけ					
外国製紙たばこ					
日本製紙たばこ					

(注1) 「その他」は、テキーラ、シェリー、ビール、アクアビットなどです。

(注2) 日本製で、海外で購入した酒。尚、備考欄にアルコール度数を記入して下さい。

(注3) 日本国内で購入した酒(免税店での購入分は除く)。

輸入禁制品

1. 麻薬類、大麻、覚せい剤など
2. 鉄砲(弾丸を含む)、刀剣類
3. ポルノ雑誌及びビデオなど関税定率法21条の該当品
4. 通貨または証券の偽造品、変造品

私は、この度の日本向け荷物発送に際し、酒類・紙巻たばこは、上記の通りで間違いありません。尚、課税される場合は税金を支払います。また、上記のような輸入禁制品は一切含まれていないことをここに誓約致します。

日 付:

申告者名:



YAMATO TRANSPORT
GLOBAL MIND, LOCAL HEART